

「浄化槽リノベーション推進検討会ヒアリング意見書」

- 団体の名称 一般社団法人浄化槽システム協会
- 代表者の氏名 松本 浩二
- 団体の概要 浄化槽システム協会は、浄化槽製造に係わる事業者の団体です。
浄化槽の普及・啓発および技術の開発、高度化を推進します。また、浄化槽技術のシステム化を図り、浄化槽技術情報の発信基地としての体制整備を進めて、施工・維持管理技術の向上に役立てます。さらに、国の施策に協力し、地方自治体等との連携を深め、施設整備計画の推進を通して、浄化槽品質の向上及び生活環境の保全に努めます。

○「浄化槽法の一部を改正する法律」の施行に関する意見内容

1. 改正内容の周知について

今回の法改正は、単独転換を含めた浄化槽の適正普及と生活環境の保全、公衆衛生の向上に資する非常に意義あるもので、法改正の内容（特に、特定既存単独処理浄化槽に関連する事項）について、国民に十分周知されるよう啓発していただきたい。

2. 特定既存単独処理浄化槽について

単独処理浄化槽は、①トイレの汚水のみを処理し雑排水は垂れ流される、②処理水質はBOD90mg/L以下、③消毒未達の事例も多いなど、水環境の保全や衛生上の観点から、既に社会的役割を終えた施設といえる。したがって、単独処理浄化槽は速やかに浄化槽（合併処理）に転換すべきと考える。特に、設置後約40年以上経過し本体の劣化が著しいと推測される旧構造基準の単独処理浄化槽は、全て特定既存単独処理浄化槽と位置づけ、早急に転換を図るよう推進していただきたい。

また、単独転換に向け単独処理浄化槽の台帳整備や法定検査受検は欠かせないため、徹底を図られたい。

3. 浄化槽処理促進区域について

浄化槽処理促進区域は最小でも都道府県が定める浄化槽整備区域に該当する地域とし、浄化槽の整備を積極的に推進していただきたい。また、汚水処理施設の概成が今後10年程度で見込まれない下水道計画区域についても浄化槽処理促進区域として浄化槽の整備を推進するよう図られたい。

4. 公共浄化槽について

公共浄化槽は、①住民の経済的負担が小さい、②単独転換の促進に寄与する、③適正管理による浄化槽の長寿命化が期待されるなど、地域の浄化槽の適正普及に資するもので、多くの市町村が制度化するよう誘導していただきたい。

5. 浄化槽台帳の整備について

今回の法改正の内容を実現するためには速やかに浄化槽台帳の整備を進めることが必要と考える。

また、浄化槽台帳はシステム化が望ましい。環境省で浄化槽台帳システムの作成を行い地方公共団体に無料で配布していただければ、早期整備と情報（ビッグデータ）の共有化が可能となる。さらに、浄化槽の設置届けや補助金申請等とフォーマットを統一し、電子申請が可能となれば効率的な浄化槽事業の運営が図られるため、あわせて推進していただきたい。

なお、浄化槽の適正普及に向け、得られた情報のうち、個人情報以外の例えば統計的な情報はWEB等で一般に積極的に公開し、行政や住民、業界が情報を共有できることが望ましい。

6. その他

単独処理浄化槽のみならず、劣化が予測される古い合併処理浄化槽を最新の浄化槽へ転換することについても検討していただきたい。